



2022年9月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 L e T e c h
(コード番号：3497 東証グロース)
住 所 大阪府大阪市北区堂山町3番3号
代 表 者 代表取締役社長 平野 哲司
問 合 先 取締役管理本部長 水向 隆
TEL. 06-6362-3355

資本金の額の減少及び剰余金の処分並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年9月27日取締役会において資本金の額の減少及び剰余金の処分並びに定款の一部変更について、2022年10月27日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資本金の額の減少について

(1) 減資の目的

当社は、早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

(2) 減少する資本金の額

資本金の額を2,301,521,133円減少して50,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が減資の効力発生日までに行使された場合、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金と同額分を合わせて減少いたします。

(3) 資本金の額の減少の方法

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額の減少を上記のとおり行った上で、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。

(4) 資本金の額の減少の日程

取締役会決議日	2022年9月27日
定時株主総会決議日	2022年10月27日(予定)
債権者異議申述公告日	2022年11月7日(予定)
債権者異議申述最終期日	2022年12月7日(予定)
効力発生日	2022年12月12日(予定)

(5) 今後の見通し

本資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

2. 剰余金処の処分の内容

会社法第 452 条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金より振り替えたその他資本剰余金の金額の一部 1,596,943,130 円を減少させて繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損の補填に充てさせていただきます。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものです。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第 18 条第 1 項を新設するものです。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第 18 条第 2 項を新設するものです。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第 18 条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

また、コーポレートガバナンス強化に資するべく、経営から独立した社外の知見を得ること及び客観的な立場から取締役に対する実効性の高い監督を行うために社外取締役を増員するために定款第 19 条を変更いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>8</u>名以内とする。</p>	<p>第 3 章 株主総会</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>附則</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>変更後定款第18条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日	2022年 9月 27日
定時株主総会決議日	2022年 10月 27日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年 10月 27日（予定）

以上